

解体工事に関する入札参加資格審査申請の受付について

平成28年10月1日から、解体工事に関する入札参加資格審査申請の受付を行います。

1 解体工事の入札参加資格審査申請について

入札参加資格に関する随時申請において、解体工事業の追加登録を受け付けます。

(1) 申請手続き

石川県入札参加資格申請システムから電子申請を行い、必要書類を石川県土木部監理課入札・契約グループまで郵送してください。

(2) 必要書類

- ① 経営事項審査結果通知書（解体工事について受審されているもの）
- ② 国税・県税納税証明書（写し可）
- ③ 役員名簿（石川県知事許可業者は不要です。）

2 解体工事の発注について

当面の間、以下の取扱いとします。

(1) 解体工事の入札に参加できる者（以下の①又は②）

- ① 解体工事に関する有資格者
- ② とび・土工・コンクリート工事に関する有資格者であって、平成28年5月31日以前から継続してとび・土工・コンクリート工事の許可を有する者

(2) 工事現場に配置する技術者の取扱い

改正後の建設業法に基づき、解体工事業の主任（監理）技術者となりうる者を配置することが必要です。

3 とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の経営事項審査の取扱いについて

当面の間、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事ともに、入札参加資格審査及び発注については、経営事項審査結果通知書における「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」区分の総合評定値・完成工事高に基づき行います。

なお、審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までの期間である経営事項審査結果通知書を有する場合は、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事ともに、同期間における通知書の「とび・土工・コンクリート工事」区分の総合評定値・完成工事高に基づくものとします。

〔 上記期間より直近の経営事項審査結果通知書を有する場合であっても、上記期間における通知書によるものとします。 〕

5 解体工事に関する入札参加資格審査申請の受付等に関するQ&A

Q 1 今後、解体工事の入札に参加するにあたって、どのような手続きが必要ですか。

A 1 建設業許可等の状況によりますので、以下をご参考ください。

(1) 平成28年5月31日以前から継続して、とび・土工・コンクリート工事の建設業許可を有する場合
とび・土工・コンクリート工事の建設業許可及び入札参加資格に基づき、解体工事の入札に参加することが可能です。

なお、解体工事の建設業許可及び入札参加資格については、すぐに取得する必要はありませんが、建設業法上の経過措置期間終了（平成31年5月31日）までに、早期に手続きされることをお勧めします。

(2) 平成28年6月1日以降に、とび・土工・コンクリート工事の建設業許可を取得した場合

解体工事の入札に参加するためには、解体工事に関する建設業許可及び入札参加資格を取得することが必要です。

とび・土工・コンクリート工事の建設業許可及び入札参加資格に基づき解体工事を施工することはできません。

Q 2 現在、とび・土工・コンクリート工事の入札参加資格を有していますが、解体工事の入札参加資格を追加取得することによって、とび・土工・コンクリート工事の場合よりも格付けが下がる等の不利益はありませんか。

A 2 建設業法上の経過措置が設けられている趣旨を踏まえ、当面の間、とび・土工・コンクリート工事と解体工事の入札参加資格における格付けは同一のものとします。

〔 とび・土工・コンクリート工事及び解体工事ともに、同期間における通知書の「とび・土工・コンクリート工事（経過措置）」区分の総合評定値等に基づき審査します。 〕